

短期入所利用料金表（ショートステイ）

令和3年4月

○介護予防短期入所療養介護費 （下記金額に負担割合を乗じた額）

要支援1	1日につき	577円
要支援2	〃	731円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	〃	6円

○短期入所療養介護費

要介護1	〃	796円
要介護2	〃	846円
要介護3	〃	897円
要介護4	〃	945円
要介護5	〃	995円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	〃	6円

※ 療養食加算（糖尿病食、腎臓病食等）特別な場合8円/回の加算があります。

○介護職員処遇改善加算（1日の総単位数にサービス加算率2.6%を乗じた額の負担割合分）

○介護職員等特定処遇改善加算（1日の総単位数にサービス加算率1.1%を乗じた額の負担割合分）

○送迎加算 片道につき 184円

※ 小松市、能美市及び、川北町（通常の事業の実施地域）以外の地域に
居住する方がご利用になる場合の送迎に要する費用
田谷泌尿器科医院からの片道の距離
概ね10km以上で1kmにつき50円

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

（令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せ）

○特定治療費 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に準じます。

介護保険適用外の料金

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
滞在費	0円	370円	370円	470円
食費	300円	390円	650円	朝 460円 昼 690円 夕 680円
日用品費	110円			
テレビ視聴料	1000円（カード1枚/1000分）			
貸し冷蔵庫	220円			
コインランドリー	200円（1回）			
乾燥機	100円（1回）			
外線電話使用料	実費			
オムツを使用する場合の費用は、短期入所療養介護費に含まれます。				

第1段階：生活保護を受けられておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で
老齢福祉年金を受けておられる方

第2段階：所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が
80万円以下の方

第3段階：所属する世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方
（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

第4段階：第1～3段階に該当しない方

*滞在費、食費、日用品費、貸し冷蔵庫は、1日あたりの料金です。

*上記の金額に、消費税は加算されません。